

インフルエンザの出席停止期間について（参考）

学校保健安全法第 19 条に則り、感染拡大の防止のために出席停止を行っています。

下記の出席停止期間を参考に、主治医の指示、体調の状態を見ながら、療養を行ってください。

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザを発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

（学校保健安全法施行規則第 19 条より）

○出席停止期間の見方

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」

(例)	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目
2 日目で 解熱した 場合	発症 (発熱した日)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校不可 (発症後 5 日目 以内なので)	登校可能	
4 日目で 解熱した 場合	発症 (発熱した日)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは、一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザのまん延を防ぎます。

○インフルエンザ治癒後の登校時に必要な書類

必要書類 ①または、② のもので提出ください。

① 2つ合わせてご提出ください。

●別紙「インフルエンザ治癒報告書」（学校配布）

●抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ、イナビルなど）処方^の明細など、インフルエンザ^り患とわかるもの^のコピー

② 「り患証明書」（丹波篠山市内の病院で発行されています）